

# 磐梯町

## 男女共同参画計画

令和2年10月

磐 梯 町

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 計画の内容

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画の体系と具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現

- (1) 男女共同参画の理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・ 5

### 基本目標2 健やかに成長できる子育て環境の実現

- (1) 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

### 基本目標3 充実した暮らしづくり

- (1) 健やかに暮らせるまちづくりの推進・・・・・・・・ 9
- (2) 福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

### 基本目標4 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり・・・・ 11

## 第3章 計画の推進

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 【参考】 男女共同参画政策に関する国内外の動き

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会形成に向けた取組を進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

また、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の躍進」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策の充実を図ることとしています。

しかしながら、依然として「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務・女性は補助的業務」といった固定的な性別役割分担意識が根強くあり、地域での活動や公職への積極的な登用など男女が共に社会参画するための条件整備など多くの課題が残っています。

そこで、本町における男女共同参画の理念の普及及び男女共同参画社会の形成を推進するため、「磐梯町男女共同参画計画」を策定します。

## 2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき策定するものです。
- 本計画は、「磐梯町総合計画」をはじめ、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開するための計画です。
- 本計画基本目標4は、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和9年度までの8年間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の内容

### 1 基本理念

自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくり  
～共創・協働のまちづくり～

### 2 計画の体系と具体的内容

基本目標	重点目標	内 容
1 男女共同参画社会の実現	(1) 男女共同参画の理解促進	①共生社会参画推進 ②各関係機関等との連携による啓発活動 ③女性の活躍推進
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進 ②地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進
2 健やかに成長できる子育て環境の実現	(1) 子育て支援の充実	①子育て家庭への経済的支援 ②仕事と子育ての両立のための基盤整備 ③相談・情報提供体制の充実 ④地域における子育て支援の充実 ⑤仕事と生活の調和の考え方の普及啓発
3 充実した暮らしづくり	(1) 健やかに暮らせるまちづくりの推進	①健康づくりの推進
	(2) 福祉の充実	①地域福祉の推進 ②福祉サービスの充実
4 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	①DV等に関する啓発活動の推進 ②暴力の防止と適切な対応

## 基本目標 1 男女共同参画社会の実現

### (1) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現のためには、町民や事業者が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。

しかし、町における共生社会の現状は家庭、職場、地域等において依然として性別や年代等による役割分担の意識が残っており、地域、会社等での方針決定過程へ参画できるようなリーダーや役員、管理職等への女性の登用が十分に進んでいません。また、固定的な役割分担や性差に関する偏見を背景に、家事や育児の負担が女性に偏っている状況があります。

そこで、すべての町民が性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるように、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動をより一層推進します。

#### ① 共生社会参画推進

男女の固定的な役割分担意識の是正や意識改革を図るため、地域活動やボランティア、講演会等様々な機会をとおした町民意識の啓発を推進します。

また、同性カップル等に対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行するパートナーシップ制度の導入を検討します。

#### ② 各関係機関等との連携による啓発活動

効果的な男女共同参画意識の醸成を図るため、町民や関係機関、各種団体等との連携体制を整備します。

#### ③ 女性の活躍推進

地域、会社等の方針決定過程など、あらゆる分野に女性が参画できるよう固定的な役割分担や性差に関する偏見について意識改革を図るとともに、リーダーや役員、管理職等への積極的な女性の登用が進むよう支援します。

### (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、自ら考え、判断し、行動できるよう、家庭、学校、職場、地域が連携を図り、一体となった教育や学習活動を進めることが重要です。

そのため、学校教育、家庭教育、生涯学習のあらゆる場を通じて男女がともに男女共同参画について考える機会を提供するとともに、発達段階に応じた適切な指導の充実を図ります。

**① 学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進**

幼児・児童・生徒など若年者に対し、より一層男女共同参画意識の啓発を図られるよう、学校と家庭、地域社会との連携のもと発達段階に応じた男女共同参画の視点に立った適切な指導の充実に努めます。

**② 地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進**

生涯を通じて個人やグループ・各種団体がその興味や関心に応じ、自主的に学び、活動できる環境づくりを推進します。

## 基本目標 2 健やかに成長できる子育て環境の実現

### (1) 子育て支援の充実

共働き世帯の増加や核家族化、地域における人間関係の希薄化や出生数の減少など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに、支援に対するニーズも変化・多様化していることから、これまで以上に強力に地域が一体となり切れ目のないきめ細やかな子育て支援サービスを提供し、全ての子どもが健やかに成長する環境の向上を図ります。

また、働きながら安心して子どもを産み育てられるよう、ライフステージ等に応じて柔軟な働き方が選択できる仕事と生活の調和のとれた環境づくりを推進する必要があります。

#### ① 子育て家庭への経済的支援

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、保育料の軽減など、子育てに係る経済的負担の軽減に努めます。

#### ② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業等により、多様な質の高い教育・保育サービスに努めます。

#### ③ 相談・情報提供体制の充実

子どもや子育てを取り巻く社会環境が大きく変化し、子育てに対する不安感や負担感が増す中、それぞれの状況に応じ相談しやすい体制をするとともに、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、子育て関連情報を一元的に把握できる体制の強化を図り、効果的な情報提供を行う。

#### ④ 地域における子育て支援の充実

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、町全体で子育てを支える意識づくりを進め、住民の子育て支援への参加を推進します。

#### ⑤ 仕事と生活の調和の考え方の普及啓発

若者や高齢者、女性をはじめ、誰もが豊かで充実した生活を実感できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方や実践効果の普及・啓発に努め、自らの希望するバランスで職業生活や家庭・地域生活に参画できるよう環境づくりを推進します。



## 基本目標3 充実した暮らしづくり

### (1) 健やかに暮らせるまちづくりの推進

男女共同参画社会を実現するうえで、生涯にわたり心身が健康であることが重要な要件となります。

このため、町民一人ひとりがその人らしい心豊かで健やかな生活を送るために、自らの健康に意識を持ち、健康に関する正しい知識を理解するとともに、一人ひとりが関心をもって健康づくりに取り組めるよう支援する必要があります。

#### ① 健康づくりの推進

子どもから高齢者までライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう、健康に関する正しい知識の普及と意識啓発を図るとともに、一人ひとりが健康に取り組みやすいよう、健康カルテシステム等により個人で実践できる環境づくりに努めます。

### (2) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化は今後さらに急速に進むことが予想され、援助を必要とする高齢者や障がい者など様々な困難に直面する人々からの福祉ニーズはますます増大・多様化することが想定されます。

そこで、だれもが安心して暮らすことができるよう、町全体が一体となった地域福祉体制を整備し、多様な主体によるきめ細やかな支援をする必要があります。

#### ① 地域福祉の推進

誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、地域住民をはじめ医療・介護・福祉の各機関、各種団体が相互に連携・協力しかゆいところに手が届くきめ細やかなサービスを受けられる体制づくりを推進します。

#### ② 福祉サービスの充実

高齢者が健康でいきいきと元気に暮らすため、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなぐケアマネジメントの充実を図るとともに、各種相談窓口の周知と体制強化を図ります。

## 基本目標 4 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

(磐梯町DV対策基本計画)

### (1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等のあらゆる暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、根絶すべき課題です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担に起因する男女の上下関係や社会的地位、経済的格差等に根ざした構造的問題であり、その根絶に向けて対処していく必要があります

#### ① DV等に関する啓発活動の推進

広報、講演会、学校教育等を通じて、DVやセクハラ等のあらゆる暴力は許される行為ではないという認識のもと、正しい知識の普及と理解促進を図ります。

#### ② 暴力の防止と適切な対応

早期発見と適切な対応に向けて、関係機関との連携体制を整備しDV被害者の保護、生活・教育・就職等生活基盤を整えるための支援を行います。

相談窓口の設置を図るとともに、各種制度の周知啓発、あらゆる暴力等の発生予防に努めます。

# 第3章 計画の推進

## 1 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心となり関連施策を展開することはもとより、すべての町民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、基本目標を計画的に推進していく必要があります。

## 2 推進体制

### (1) 庁内の推進体制の明確化

男女共同参画計画を総合的かつ効果的に推進するため、計画推進の中心となる担当部局と関連部局が連携し、全庁的に施策の推進を図ります。

### (2) 町民・事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、町民・事業者・関係機関・各種団体等と連携・協力し、効果的に本計画を推進します。

## 【参考】

### 男女共同参画政策に関する国内外の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）	
1975 年 （昭和 50 年）	国際婦人年 国際婦人年世界会議 （於 メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1976 年 （昭和 51 年）	国連婦人の十年から一九八五年	民法の一部改正 （婚氏続称制度新設） 一部の公務員等に対する育児休業法 施行		
1977 年 （昭和 52 年）		「国内行動計画」策定		
1978 年 （昭和 53 年）			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置	
1979 年 （昭和 54 年）		国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施	
1980 年 （昭和 55 年）		「国連婦人の十年」中間年世界会議 （於 コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 （配偶者相続分の引き上げ）	
1981 年 （昭和 56 年）		「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」 策定	婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置
1982 年 （昭和 57 年）				
1983 年 （昭和 58 年）				「婦人の地位と福祉の向上のため の福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984 年 （昭和 59 年）			国籍法の改正（父母両系主義）	
1985 年 （昭和 60 年）		「国連婦人の十年」最終年世界会議 （於 ナイロビ） 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 （婦人の年金権を保障）	福島県婦人団体連絡協議会結成 （24 団体加入）

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
1986年 （昭和61年）		婦人問題企画推進有識者会議開催 （婦人問題企画推進会議の後身） 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施
1987年 （昭和62年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 （高等学校家庭科男女必修（平成6年））	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988年 （昭和63年）			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1989年 （平成元年）			
1990年 （平成2年）	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991年 （平成3年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定） 目標年度：平成12年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問題企画推進会議」と名称変更
1992年 （平成4年）		育児休業法施行初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993年 （平成5年）	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター（仮称）整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度：平成12年度
1994年 （平成6年）	国際人口・開発会議 （於 カイロ）	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 婦人問題企画推進会議を「女性問題企画推進会議」と名称変更
1995年 （平成7年）	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正 （介護休業） ILO156号条約批准（家族責任を有する労働者の機会等の均等）	女性総合センター（仮称）基本構想策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
1996年 （平成8年）		「男女共同参画ビジョン」答申 （男女共同参画審議会） 「男女共同参画2000年プラン」策 定	女性総合センター（仮称）基本 計画策定
1997年 （平成9年）		「男女共同参画審議会設置法」 施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998年 （平成10年）		「男女共同参画社会基本法案」を国 会に提出	女性総合センター（仮称）着工
1999年 （平成11年）		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行	「男女共同参画に関する意識調 査」実施
2000年 （平成12年）	国連特別総会 「女性2000年会議」開催 （於 ニューヨーク）	男女共同参画審議会から「女性に対 する暴力に関する基本的方策につい て」答申 「第1次男女共同参画基本計画」策 定 「ストーカー行為の規制に関する法 律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミッ ト2000開催 （於 会津大学） 「男女共生センター」竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」 策定
2001年 （平成13年）		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布・一部 施行	県民生活課人権・男女共同参画グ ループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共 同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」 施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が 個人として尊重される社会を形成 するための男女共同参画の推進に 関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2002年 （平成14年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催（於 男女共生センター）
2003年 （平成15年）		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004年 （平成16年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催 （於 男女共生センター） 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005年 （平成17年）	第49回国連婦人の地位委員会（北京＋10）開催 （於 ニューヨーク）	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第2次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 （於 ビッグパレット） 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006年 （平成18年）		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業「めざせ、理工系ガール」開催 （於 会津大学）

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2007年 （平成19年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催 （於 男女共生センター）
2008年 （平成20年）		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施
2009年 （平成21年）		DV相談ナビ開始 平成21年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」（H22～H26）策定
2010年 （平成22年）	第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催 （於 ニューヨーク）	我が国初のAPEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合開催 「第3次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館10周年
2011年 （平成23年）		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出（8月） 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告（8月）についての同委員会評価採択（11月）	
2012年 （平成24年）	APEC 女性と経済フォーラム開催 （於 サンクトペテルブルク）	「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」（H25～H32）策定



年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2013年 （平成25年）		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014年 （平成26年）	国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況のレビュー-実施世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、安倍総理が、「2020年まで指導的地位にいる3割を女性にする」旨宣言	第186回国会施政方針演説（内閣総理大臣）で、①全ての女性が活躍できる社会を創る②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を28年度から全体で3割にすると発言女性の活躍促進に向けた公共用達及び補助金の活用に関する取組指針決定	「女性活躍促進セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施
2015年 （平成27年）	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催（於 ニューヨーク） 第3回国連防災会議開催（於 仙台）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定	男女共生課に改編 男女共生センター会館15周年 「ふくしま女性活躍促進知事フォーラム」実施 「福島県女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍応援ポータルサイト」開設
2016年 （平成28年）			「ふくしま女性活躍応援会議」設立 「ふくしま女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」改定
2017年 （平成29年）	国際女性会議WAW！開催（於 東京都） G7男女共同参画担当大臣会合開催（於 イタリア）		「ふくしま女性活躍応援会議幹事会」設立 「ふくしま女性活躍応援会議 リーダーパワーアップセミナー」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2018年 （平成30年）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	「ふくしま女性活躍応援会議 女性も男性も輝く未来づくりシンポジウム」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2019年 （平成31年、令和元年）			キラっ人さんと創る元気なふくしま「トークイベント・交流会」開催 講演会「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施

